

仕 様 書

受注者は、広島市民球場周辺道路警備並びに周辺施設の警備・運営業務（単価契約）（以下「委託業務」という。）を、下記の仕様により実施するものとする。

1 目的

本業務は、広島市民球場における令和7年度プロ野球公式戦開催日において、来場者の安全及び利便性の確保並びに球場周辺の生活環境保全を図るため、周辺道路における警備、駐輪場等の周辺施設の警備・運営の業務を行うものである。

2 業務場所

業務場所は下表のとおりとする。

※ 基本的な警備配置は別紙「警備配置計画（案）」のとおり

区 分		場所・収容台数等
周辺道路地区		交通規制区間周辺（広島駅～広島市民球場）
周辺施設地区	タクシー対策	タクシー乗降場周辺（待機台数40台）
	駐輪場対策	東側駐輪場及び西側駐輪場周辺 （自転車及びバイク 最大1,110台）

3 実施日

- (1) 委託業務の実施日は、令和7年4月1日から令和7年11月30日までのうち、プロ野球公式戦開催日とする。
- (2) 実施日の想定日数は下記のとおりとする。

区 分		デーゲーム	ナイトゲーム	雨天中止	計	備 考
レギュラーシーズン	4月	4日	6日	—	10日	
	5月	5日	9日	—	14日	
	6月	5日	5日	—	10日	
	7月	0日	11日	—	11日	
	8月	0日	15日	—	15日	
	9月	2日	7日	—	9日	
主要な人員配置（試合開始1時間30分前）以前に天候不良等により試合不成立（ノーゲーム）となる場合				2日	2日	
主要な人員配置（試合開始1時間30分前）以降に天候不良等により試合不成立（ノーゲーム）となる場合				4日	4日	
計		16日	53日	6日	75日	

※広島市民球場にてポストシーズンがある場合は、変更の対象とする。

- (3) 実施日数や内訳は、天候等により変更となる場合がある。

4 実施時間

- (1) 実施時間は下記のとおりとする。

区 分		開場時間	警備実施時間	閉場時間
周辺道路地区		—	試合開始1時間30分前 から 試合終了後1時間30分	—
周辺施設地区	タクシー対策	開門時間	試合開始1時間30分前 から 試合終了後1時間30分	試合終了後 1時間30分
	駐輪場対策	開門時間	試合開始1時間30分前 から 試合終了後1時間30分	試合終了後 1時間30分

- (2) 開門時間は、デーゲームの場合は11時、ナイトゲームの場合は15時とし、平均的な試合時間は3時間15分を想定している。
- (3) 「試合開始1時間30分前」以前に天候不良等により試合不成立（ノーゲーム）となった場合には、「試合終了後1時間30分」を「試合開始時間」に読み替えるものとする。
- (4) 試合途中で天候不良等により試合不成立（ノーゲーム）となった場合には、「試合終了後」を「試合中止後」に読み替えるものとする。

5 業務内容

- (1) 周辺道路地区の警備

受注者は、関係法令を遵守し、次の業務を実施するものとする。

区分	業務の内容
周辺道路地区	ア 交通規制の案内、迂回路への誘導 イ 送迎車両からの乗降・違法駐車等の監視・指導 ウ 客待ちタクシーの監視・指導 エ 生活道路への侵入の監視、迂回路への誘導 オ 交通の監視・誘導による各種事故の未然防止 カ 危険行為・不正行為等の各種事件の防止・監視・指導 キ 案内看板等の設置・安全管理・撤去 ク 交差点・横断歩道における車両・歩行者の交通整理 ケ 警備場所周辺のゴミの収集・処分 コ 当該業務以外で配置される警備会社との連携 サ その他委託業務の遂行に必要な事項

- (2) 周辺施設地区の警備・運営

受注者は、関係法令を遵守し、次の業務を実施するものとする。

区分	業務の内容
タクシー対策	ア 場内・出入口周辺等における車両・利用者・歩行者等の交通整理 イ 利用者・事業者へのタクシー乗降場利用方法の案内・誘導 ウ タクシー乗降場に入場する車両数の管理・制限
駐輪場対策	ア 利用者への駐輪方法の案内・誘導 イ 満車時における案内看板の設置・撤去、利用可能駐輪場の案内 ウ 駐輪車両の整理 エ 放置自転車等への警告書の張付 オ 照明設備の点灯・消灯
全施設共通	ア 出入口の開閉 イ カラーコーン・誘導案内看板等の設置・撤去 ウ 場内の工作物・設備類の安全管理 エ 不法利用者の排除 オ 緊急時における避難誘導・初期対応 カ 車両の空ぶかし、大声等の迷惑行為の監視・指導 キ 場内の除草・清掃・軽微な補修 ク 当該業務以外で配置される警備会社との連携 ケ その他委託業務の遂行に必要な事項

6 備品の設置

下記のとおり、警備・運営に必要な備品を適切に設置することとし、運営の支障にならないよう定期的に点検し、常に使用可能な状態を保つこと。

なお、設置及び維持管理に係る点検等の費用は受注者の負担とする。

備品種類	数量	仕様	設置箇所
ソーラー式 LED照明	4台	[投光機本体]：DC12V 378mA 540lm [太陽光発電]：DC12V系 35W [蓄電池]：密閉型DC12V 40Ah [無日照日数]：6日間（12時間点灯時）	東側駐輪場

※ 同等品以上の備品を設置すること。

7 照明設備の管理運営

東側駐輪場においては、日没以降は照明を点灯させ、施設利用に支障をきたさないようにし、利用者等の安全を図ること。

照明設備に故障等があった場合は、速やかに必要な応急措置を図ること。

8 警備体制

- (1) 警備実施日の警備体制は下記のとおり区分する。
- (2) 各警備体制の配置人員は下記のとおりとする。

区 分		人数
警備統括責任者		1人
周辺道路地区	警備員（交通対策）	2人
周辺施設地区	周辺施設地区責任者	1人
	警備員（タクシー乗降場対策）	3人
	警備員（駐輪場対策）	5人
計		12人

- (3) 天候不良等により試合不成立時の配置人員は下記のとおりとする。

区 分		試合不成立決定時間	
		試合開始 1時間30分前以前	試合開始 1時間30分前以降
警備統括責任者		1人	1人
周辺道路地区	警備員（交通対策）	1人	2人
周辺施設地区	周辺施設地区責任者	1人	1人
	警備員（タクシー乗降場対策）	—	3人
	警備員（駐輪場対策）	—	5人
計		3人	12人

- (4) 受注者は、業務実施時間内において、体調不良等で業務に従事できない警備員が出た場合には、速やかに交替要員を配置すること。
- (5) 東側駐輪場については2025年シーズンより移設していることから、旧東側駐輪場に1名配置し、新東側駐輪場の案内を行うこと。

9 警備実施計画の作成

- (1) 受注者は、警備会議（構成員：広島市、カープ球団、各警備会社等）の開催結果に基づき、警備実施計画を定めるものとする。
- (2) 警備実施計画は、開催時間帯等を考慮し、次の点について策定するものとする。
 - ア 各警備会社の担当区域、配置、具体的な任務等
 - イ 各警備会社の連携が迅速かつ確実にとれる指揮命令体系

10 警備統括責任者

- (1) 受注者は、従業員の中で警備統括責任者を定め、警備実施時は常時配置に就くものとする。
- (2) 警備統括責任者は、警備会議へ参加し、警備等を円滑・適正に遂行できるよう警備実施計画を習熟するものとする。
- (3) 警備統括責任者は、実施日において、他の警備会社と連携を図り、交通や雑踏の状況把握と総合的判断に努め、各警備員等に指揮・命令を行うとともに、必要に応じて現場巡視を行うものとする。

11 警備員

- (1) 警備員は、この仕様書に定める業務に支障なく従事できる者であること。なお、警備員に不適合と認められる者がいるときは、発注者は受注者に対して警備員の交代を求めることができるものとする。
- (2) 受注者は、警備員に受注者指定の制服・制帽を着用させ、身分証明書等により氏名を明示し、警備員であることを明瞭にさせるものとする。
- (3) 勤務中は適切な対応に努め、粗暴な言葉遣いや態度で相手に不快感を与えないように注意するものとする。

12 従事者の報告・資格等

- (1) 受注者は雑踏警備業務に係る検定合格警備員を次表のとおり配置すること。

区域・区分	資格	人数
警備統括責任者	雑踏警備業務に係る一級検定合格警備員	1名
周辺施設地区	雑踏警備業務に係る一級又は二級検定合格警備員	1名以上

- (2) 検定合格警備員は、本仕様書に定めた業務を行うために必要な知識を有しているものとする。
- (3) 受注者は、前項により検定合格警備員の配置人員・配置位置・警備員の氏名・検定合格証の写しを発注者に提出するものとする。
- (4) 受注者は、発注者に対し、検定合格警備員の住所・氏名等を報告するものとする。検定合格警備員に変更があったときも同様とする。

1 3 装具等

- (1) 警備統括責任者及び警備員は、常時通信可能な無線機等を携帯し、連携を密に行うことができるようにするものとする。
- (2) 警備統括責任者及び警備員は、上記のほか警備上で必要と認められるものを装具するものとする。
- (3) 業務実施に必要な器材・消耗品・被服等にかかる費用はすべて受注者の負担とする。

1 4 業務実施報告書の提出等

- (1) 受注者は、毎月15日までに前月分の業務実施報告書を発注者に提出するものとする。ただし、11月分の業務実施報告書については、11月末までに発注者に提出するものとする。
- (2) 発注者は、前項の業務実施報告書が到達した日から起算して10日以内に、履行を確認するための検査を行うものとする。
- (3) 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに委託業務の履行等必要な措置を講じるものとする。

1 5 委託料の支払い

- (1) 受注者は、上記の検査に合格した後、契約書記載の区分に応じて委託料の支払いを請求するものとする。
- (2) 発注者は、前号の規定による請求を受けた時は、契約書に記載する日までに受注者に委託料を支払うものとする。

1 6 報告事項等

- (1) 受注者は、業務中において事故が発生した、若しくはそのおそれのある場合、また、業務対象施設内の設備等が滅失又は損傷した場合には、直ちに発注者にその旨を報告し、発注者の指示を受けるものとする。
- (2) 受注者は、業務対象施設内の設備等の滅失又は損傷が自己の責めに帰すべき理由により生じた時は、受注者の負担においてその設備等を原状に復し、又はその損害を賠償するものとする。

1 7 その他

この仕様書に疑義のあるとき又は定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、定めるものとする。